

# 事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 [zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp](mailto:zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

255号

2024年10月25日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

## 稲田公園 野外パーティー マッサージボランティア参加者募集！

日時：11月3日（日）

会場：稲田公園（川崎市多摩区稲田堤）

川崎市多摩区の稲田公園で、一般社団法人鍼灸マッサージ師会が「マッサージコーナー」を出店します。

稲田公園 多摩区菅稲田堤 2-9-1

最寄り駅：南武線／稲田堤駅 徒歩約7分

京王線／稲田堤駅 北口 多摩川方面

参加者は朝9時30分集合ですが途中参加大歓迎！

希望者は事務局まで。（雨天中止）

## 研修会のお知らせ(参加申し込みは事務局まで)

### 講座 【院内治療で活路を見出す手技療法】

講師 清水一雄 (シオカワスクールオブカイロプラクティック卒  
長生学園卒/臨床キネシオロジーセミナー多数参加)

あん摩マッサージ指圧師の療養費は訪問施術のみではなく、院内にて行うことによって多くの方から感謝されます。保険治療と実費を抱き合わせて行うことが出来ます(混合診療ではない)。

- ・院内治療は在宅と違ってスキルアップしていくのによい体験になります
- ・治療に役立つ変形徒手矯正術の実技(鍼灸師の方も歓迎)

日時: 11月20日(水) 18時~19時30分

場所: 治療室らくらく TEL: 042-728-7447

東京都町田市南成瀬4-23-2 マーチ南成瀬1F JR 横浜線 成瀬駅徒歩5分

## 学術部 研修会

### 「良導絡自律神経調整療法の基礎と臨床応用(実技)」

講師: 白井百合

日時: 12月15日(日) 14:00~15:45(休憩あり)

場所: 上原社会教育会館 和室

良導絡自律神経調整療法についての概要と、臨床実技は全身調整・頸・肩・腰のワンポイント実技を考えております。

直流電気をを用いた特殊鍼法ですが、セルフケア指導に使えるツボなど、鍼以外の活用法も含めてお伝えしたいと思っております。ぜひぜひご参加ください



# 伝統手技研修会

## (古武術の活法を生かした施術方法について)

松本 泰司

10月20日代々木上原社教館で清水鏡晴講師から活法を用いた施術法の研修が行われました。古武術において相手を攻撃する術が殺法であり、脱臼、捻挫など傷めた身体を整復するのが活法です。今回の研修会は活法の原理を使い身体の治癒力を促進する目的で開催されました。

活法の要点を以下に箇条書きにします。

- ① 活法の基本は重心の移動である。
- ② 指で押すのではなく身体全体の押圧を意識する。  
施術時は患者との一体感を作り上げます。
- ③ 体表の凝りを見ずに患者の身体の中心に意識を向け、その部位に指を沈める気持ちで体圧を掛ける。  
これを深部に圧を「通す」という表現を用います。
- ④ 椎骨の捻じれの矯正ではアジャストを行うが操作は勢いをつけない。自分が狙う矯正箇所刺激が集中する肢位を取らせて可動域を絞り込み、「あそび」を無くして詰んだ状態で一体となった自らの重心を落とす又は引く。決して捻じらないこと。
- ⑤ 操作のあと施術者は手をパッと離すのではなく、整復状態を持続させる為ゆっくりソッと手を離す。  
以上の動作を参加者で繰り返し練習しました。



活法とは相手との一体感を作り上げる技術です。相手の身体をどう動かすかと云うよりも、施術者が相手の身体と一つとなった結果、自分の動きが相手を動かす。一体となることで「あそび」の無い無駄のない動作が可能になり安全な施術につながります。

(追記) 日本社会がグローバル化され日本の伝統文化が失われてきています。施術者も日本文化の継承者です。文化の価値は持続性です。価値があるから残るのではなく、価値を意識して残そうとする人間がいるから文化が継承されます。現在の日本人は失われる文化に対する危機感を持っていません。



移民が増え価値観が多様化する事で異文化が日本社会に溶け込む間がなく、日本に別の国が出来てしまっは文化の継承は途断されます。古武術活法の研修を通してそんなことも考えました。

# 希望をもって困難を乗り越えたい

田中 榮子

ここ何年か私たちの業界はコロナ禍の影響を大きく受けてきました。コロナを恐れ、患者さんが受診を控えるため経営が思わしくなくなる…などなど。

会員の皆さま、諸困難を切り抜けるため、いろいろ頑張ってこられたことと思います。

また、この間「会」の申請業務の落ち込みから財政の赤字が続いていることですが、そういうなかで役員有志による「財政再建プロジェクト」を設けられ熱心な検討をされたとのこと、本当にありがとうございました。

井上英夫金沢大学教授は「日本憲法から見て、かかりたい医療、東洋医療でも、西洋医療でも選ぶのは国民の自由である」と繰り返し話しておられました。現実に東洋医療への適用が不適切ですから、これをまっとうに正していくことは当然のことです。

政府は鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の治療を医療と認めません。厚生労働省の通知では医業類似行為だということです。鍼灸治療、あん摩や指圧治療は、現代医療が取り入れられる何百年も前から国民の健康を支えてきた伝統医療です。鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の治療も、健康保険により国民が必要とする場合は、国民一人一人、自らの判断で選べる医療とすべきです。

コロナ禍の間、会員同士の話し合いが不十分だったためもありますが、「NPO 法人東洋医療を考える会」についていろいろ誤解がありましたね。長年、誠心誠意活動してきた者の1人としては、ほんとうに切ない気持ちになりました。

現在の「鍼灸マッサージ師会」発足の前段のお話です。

宇都宮の患者さん岸イヨさんは、五十肩のために受診した鍼灸治療が、医師の治療とダブっているため健康保険からは支給できないという取り扱いを受けました。

岸さんは「鍼灸治療を健康保険で受けることを認めない」という政府のやり方はおかしい、放置しておけない、なんとかしなければと改善を求めて「裁判」をおこしたのが1991年の8月でした。

この裁判を進めるために宮原弁護士、渋川弁護士、田島弁護士の3名の弁護士が岸さんを支援するため弁護の費用は無しで、弁護を引き受けていただきました。

「患者、国民の人権を大切にしよう」「民主主義を重んじていこう」と考える人々が裁判支援のために集まってきたのですが、「鍼灸マッサージ師会」もこの鍼灸裁判に影響を受けました。

裁判の影響を受けて「NPO 法人医療を考える会」ができたのは、鍼灸・按摩マッサージ治療の健康保険からの排除改善の運動をもっと広く国民に知らせ普及して行こう、という声が強まり2005年に設立となりました。

本格的に動き出したのは、2010年11月頃です。これを実行するために、東洋医療のおかれている実情を知ってもらおうと、いろいろな団体や会を50ヶ所くらい訪問したり手紙を書いたり、署名をお願いしたり等、働きかけてきました。(主に手弁当で)

相手の団体はみんな真剣に聞いてくれ、協力してくれました。(日本全体から見たらわずかな数です)

このような{NPO 法人の活動}は会報で報告してきましたが、お仕事多忙ななかで、見落としている方もいるでしょう。「NPO 法人が無駄使いしている」なんてとんでもないことです。

主権者、国民、患者、治療家は対等の立場で力を合わせていきましょう。私たちが進めつつある道は道理のあることですから。希望を実現していきましょう。(会の相談役の一人として)

# 健康保険で はり灸治療、あん摩・マッサージ指圧治療を 国民が選べる制度へ改善するために

広報部 久下 勝通

## 1 八十七条、療養費の問題点

八十七条の療養費の支給は、健康保険からの「あはき」の排除です。

八十七条による療養費の支給は、すべて保険者の判断で行うとしているのです。

他の療養費はどのような場合に療養費が支給されるか明らかにされており、国民の判断で療養費の支給の請求ができるよう規定されています。

八十七条の療養費支給は、すべて保険者の判断で支給される規定であり、国民の判断で支給を請求できない規定です。療養の給付及び八十五条、八十六条、八十八条の療養費支給を受けることが困難な場合という、現実にはあり得ないような支給の条件が示されているのです。

「あはき」治療を健康保険により排除し、国民に提供する医療と認めていません。歴史的に国民が利用してきた伝統医療の排除はやめるべきです。憲法が規定する国民の医療を受ける権利 医療を選ぶ権利を無視する 87 条であり、これを認めることはできません。

## 2 統合医療の推進を

世界各国では現代医学だけでは対応が難しい問題を抱え、現代医学だけではなく各国の伝統医療や代替医療も活用し、患者中心の医療をすすめる統合医療の考え方が広がっています。

日本の伝統医療である漢方、はり灸治療、あん摩、指圧治療は、歴史的に国民が支持し利用してきた医療です。健康保険制度からの排除を止めて、国民が必要とする場合は健康保険で利用できるように改善すべきです。

## 3 当面の制度改善案の提案

### あん摩マッサージ指圧療養費、はり・灸療養費の支給

#### 1) あん摩マッサージ指圧療養費の支給

- ① 筋麻痺、筋委縮、関節拘縮の改善のため、また、腰痛、五十肩、頸肩腕症候群など身体関節に現れる疼痛改善のため、あん摩マッサージ指圧療養費を支給する。
- ② あん摩マッサージ指圧療養費の支給申請には、筋麻痺、筋委縮、関節拘縮など身体機能障害の発症について、また、疼痛の発症についての医師の診断書を提出する。
- ③ 診断書の提出を求められた医師は患者の要望に十分配慮する。

#### 2) はり・きゅう療養費の支給

- ① 疼痛改善のため、はり・灸療養費を支給する。
- ② はり・灸療養費の支給申請には、疼痛発症について医師の診断書を提出する。
- ③ 診断書を求められた医師は患者の要望に十分配慮する。

### (療養費)

**第八十七条** 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保健医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

### (訪問看護療養費)

**第八十八条** 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から当該指定に係る訪問看護事業 疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助(保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院によるものを除く。(以下「訪問看護」という。)を行う事業をいう。)を行う事業所により行われる訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

### (保険外併用療養費)

**第八十六条** 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

### (入院時食事療養費)

**第八十五条** 被保険者(特定長期入院被保険者を除く。)が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

### (入院時生活療養費)

**第八十五条の二** 特定長期入院被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。



## 突然死の原因について考える

松本 泰司



もう1年近く経つので突然死した利用者について書いてみる。Yさんは80歳半ばの女性で身寄りがなかった。

区の借り上げ住宅の3階に住んでいた。Yさんは胸部大動脈解離性剥離と腹部大動脈瘤の既往があった。腹部大動脈瘤は直径5cmくらいになっていて、これ以上大きくなると手術が必要と大学病院から言われていた。

Yさんは持病から背中が痛くなり病院に入院していたが退院後私がケアマネを担当した。本人談で自分は生まれが良いと強調したり隠し事が多い印象があった。

お金を借りる場合は物忘れがひどい人から借りましょう

Yさん宅同階にGさんと云う同年代の女性の友達がいた。Gさんは世話好きでYさんに手作り料理を差し入れたり、病院に同行したり買い物を代行したりと世話を焼いていた。Yさんは炊飯と冷凍食品を温めたりでそれ以外はしない、終日テレビを見ながら締め切った部屋で喫煙をしていた。

ある日Gさんが私に電話をしてきた。「Yさんがお金を返してくれない。もう3回目になるので我慢の限界、ケアマネからお金を返すように言ってください。」と怒りの電話があった。

Gさん宅に訪問して聞いた内容は、Yさんからタバコをカートンで買って欲しい、お金は後で払うからと頼まれタバコを買ってあげた。購入後Yさんからお金をもらおうとすると買い物前に1万円を渡したはずと言って支払いをしてくれない。Gさんはこれ迄2回は長年の付き合いを配慮して引き下がって我慢したがもう無理限界と言い、自分も生活がギリギリなのにと怒りが収まらない。

私はGさんに「では私がYさんに思い違いをしていないか話してみます。」と言って隣室のYさん宅に行こうと玄関を出たら、Gさんが私も行くと言って付いてきてしまった。

私がYさんに話を切り出す前にGさんがいきなりYさんにタバコ代1万円を返してと言い出した。Gさんは耳が遠いので声大きい。Yさんは「買い物の前に1万円は渡しました。カメラで録画してるのよ。」と言って天井に着いている人感センサーを指さした。Gさんは「その録画を見せなさいよ。」と言うと今は専門家がいらないから見せられないと言った。私は**「あれは録画システムではありません」**と教えてあげたかったが、2人の言い合いはヒートアップしてそれどころではなくなった。

そのうちYさんが苦しい疲れたからもう帰って欲しいと懇願するように言い出した。そして椅子から立ち上がりベッドに横になった。私はこれ以上はまずいと思いGさんの手を引っ張って自宅に帰した。

翌朝9時前にGさんから電話があった。Yさん宅に救急車と警察が来てYさんが亡くなったと言う。Gさんは「私は何もしてませんよね。」と身の潔白確認をしてきた。私は「Gさんの関与はないです。心配しないで下さい。」といった、Gさんは安堵して電話を切った。

その後訪問医に電話をして死因を確認したら腹部大動脈瘤の破裂だったらしい。亡くなった日の2日後にはヘルパーを付けて大学病院に受診の予定だった。運が悪かったとしか言えない。

今でもYさんの突然死のトリガーは言い争いだった気もするが、もともと破裂寸前の動脈瘤があったので致し方ないと考えている。



## 笑いから涙へ

中野 郁雄

子どもはよく笑う。

無邪気に笑う

十代のころ他愛のないことでよく笑った事を思い出す。

特に女性は「箸が転んで可笑しい」言われる年頃だ。

その頃、私の笑い方が可笑しいと言って、周りのみんながまた笑い転げたものだった。

学生から社会人となっても仲間と笑いあったが、笑いの回数やテンションは十代のころより落ちていただろう。

社会の中で中堅に位置するころは、苦しみや悩みも増えていき、笑いは以前のような無条件で可笑しいといった内容は減少していったと思われる。

子どもが自立し老境が近づくと寂しさが出てくる。

私は単純でノーマルな性格なので、一人でもテレビを見ながらよく笑うが、人に聞くと笑う事は少ないらしい。

だが孫がいる人はそのお陰で笑うという事が増える。

笑と共に孫の可愛い一言で泣けたりもする。

このころはすっかり涙腺も緩み、テレビのドラマや感動することに泣くことが増える。

悲しくて泣くのではなく、感動や共感や慈愛の発露としての涙である。

「年を取ると涙もろくなる」と昔から言われているのは、沢山の経験をしてきたので、人の言葉や行動が涙腺に触れるため涙もろくなると考えていた。

ところが実態は、大脳中枢の機能低下だという。

つまり、背外側前頭前野が脳全体の司令塔となり、記憶や学習・行動や感情を制御しており、この部位が担っている「感情の抑制機能」が低下するためだという。

感情が豊だから涙もろくなるというロマンティックな現象ではなく、単なる老化による機能低下だなんて、何とも夢のない話である。

だがものは考えようである。

年を重ね多くの経験をして、泣いたり笑ったり怒ったりしてきたその時の感情をもう抑えずに、これからは「涙」というものに形を変えて出せばいいよと、神様が言ってくれているのではないだろうか。

つまり過去のしがらみや恩讐は「水」に流せと洒落ているわけだ。

沢山の涙を流して身軽になって、心清らかに旅立ってといっているのかもしれない。

それが分かれば老化も悪いもんじゃない。

老化とはあらゆるものの機能低下であることは確かかもしれないが、単純な「劣化」ではなく余計な機能を低下させ、よりシンプルに無駄のない心身を作る事でもある。

つまり劣化や退化ではなく進化と考えれば、老後は楽しいものになるかもしれません。







## NPO 法人 東洋医療を考える会 第 20 回定期総会開催

令和 6 年 11 月 24 日 (日) 13 時 30 分より

会場 上原社会教育館 第 1 中学習室

小田急線代々木上原駅より 5 分

大阪より国民の会の広報担当の坂田哲也氏をお招きし、伝統医療の普及や保険問題について懇談いたします。みなさま是非ご参加ください。

## 治療院を持ちませんか？

会員の黒川邦日先生が健康上の問題で鍼灸治療院を 11 月末で閉院することになりました。

板橋区赤塚新町にある治療院で、有楽町線・赤塚駅から徒歩 3 分の好立地にあり、設備等は整っていますので、そのままで治療院として使用することが出来ます。

黒川先生は長年この場所で鍼灸院として携わり、頼ってこられる患者さんが多数です。この度、治療院の居抜きと患者の引継ぎが出来ます。関心のある会員はご連絡ください。

場所：東京地下鉄有楽町線赤塚駅徒歩 3 分

広さ：約 20 m<sup>2</sup>

家賃：13 万円/月

連絡先：事務局

R6年10月

1	火	
2	水	
3	木	申請書〆切 申請業務
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	事務局通信投稿締め切り
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	スポーツの日
15	火	
16	水	
17	木	NPO 体験マッサージ(13:00~17:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
18	金	ウーベル保険 R6年10月加入申し込み締め切り
19	土	
20	日	伝統手技部会セミナー (13:00~16:30)場所:上原社会教育館
21	月	事務局会議(13:00~15:00)
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	支給明細などの発送
30	水	
31	木	療養費の振り込み

R6年11月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切 <b>文化の日</b> NPO 野外パーティー(9:30~15:00) 場所:稲田堤 稲田公園
4	月	申請業務 <b>振替休日</b>
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	事務局通信投稿締め切り
9	土	
10	日	三役会(9:30~11:00) 理事会(13:30~15:00)
11	月	事務局会議(13:00~15:00)
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	NPO 体験マッサージ(13:00~17:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
18	月	
19	火	
20	水	ウーベル保険 R6年10月加入申し込み締め切り 伝統手技療法実技勉強会 (18:00~19:30)場所:治療室らくらく
21	木	NPO 体験マッサージ(13:00~17:00)
22	金	
23	土	
24	日	NPO 第20回総会(13:30~16:00)
25	月	
26	火	
27	水	支給明細などの発送
28	木	
29	金	療養費の振り込み
30	土	

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会